

地方自治体を取り巻く環境と行財政改革

【1】2000年代の地方自治体を取り巻く環境の特徴

肥大化した行政国家から行政の減量化路線への転換から、自律的な都市圏型行財政制度への転換

戦後体制：中央集権的軍事国家から中央集権的行政国家へ
農業+軍需工業経済から装置型重化学工業経済へ
農村社会から都市化社会へ

拡大成長による利益分配構造

行政依存の地域社会

基礎自治体：不完全な総合的行政体

1980年代の行政改革：新行政需要への対応として中央集権的な行政の減量化の開始

土光臨調（財政再建）＝中曽根内閣＝前川レポート（国際化と内需拡大）

民間活力の導入+現業部門の民営化

1990年代半ばの行政改革：規制緩和

地方分権

中央省庁の組織改革

政治改革＝国政選挙制度の改革

思想としてのNPM

(VFMと3E)

21世紀に向けた移行・準備期間：行政組織改革による行政の減量化

国から地方へ → 基礎自治体の総合的行政体化

官から民へ → 新たな行政需要は「新たな公領域」

既存官領域を民間開放

都市化社会から都市型社会へ：国際化社会における都市型社会は、分権型都市圏の社会

住民自治の拡充による地域社会のマネジメント

地方団体の財政規律論による分配型財政運営からの転換

都市圏行政体の財源的自立

分権的な都市圏型～行政組織再編

総合的基礎自治体（都市分権を内包）と総合的広域自治体（地方圏の地域局を内包）

【2】既存行政活動の見直し・点検作業としての行政事務事業評価（事務事業評価に潜む問題点）

(1) ベンチマーク（比較考量）手法の問題点

ローカル・ミニマム

ナショナル・ミニマム

地域社会の構造的特徴に応じた背不ティネットと実現手法

(2) 評価主体の成熟度の問題点（行政水準の低下の可能性）

・分かりやすさ：「主婦感覚」・「住民感覚」・「学生感覚」の問題点

・行政職員の仕事保持・仕事放棄に帰着する問題点

・NPO法人の問題点

●規制改革(緩和)・構造改革の流れ

作成:自治体問題研究所『住民と自治』編集部・竹下登志成

- 1979年イギリスにサッチャー内閣、81年アメリカにレーガン政権成立し両国が市場主義改革にまい進する。89年11月のベルリンの壁崩壊、91年12月のソビエト連邦崩壊でこうした方向に拍車がかかる。
- 91年3月 バブル崩壊にともない平成不況始まる。
- 93年9月 細川内閣、94項目の規制緩和策を決定。
- 11月 経済改革研究会、規制緩和問題で最終報告(平岩基準)。
- 95年1月 WTO(世界貿易機関)設立。
- 3月 村山内閣、「規制緩和推進5カ年計画」として1091項目指摘。
- 5月 地方分権推進法成立。
- 10月 G7声明—先進国間で「中長期的に更に大幅な財政赤字削減が必要」との認識を確認。→G7声明を受け、大蔵省・財政制度審議会が基本問題小委員会を設置。
- 96年1月 財政制度審議会、財政構造改革特別部会設置。
- 3月 自民党・行政改革推進本部、財政改革委員会を設置。
- 6月 自民党行政改革推進本部、「橋本行革の基本方向」。
- 7月 財政制度審議会、「財政構造改革白書—明るい未来を子どもたちに—」
- 10月 財政制度審議会、「財政構造改革特別部会海外調査報告」。
- 11月 橋本首相の直属機関「行政改革会議」初会合。橋本首相、「5つの改革」提起。「わが国金融システムの改革 2001年東京市場の再生に向けて」(日本版金融ビッグバン始まる)
- 12月 経済審議会、「経済審議会建議-6分野の経済構造改革」。
- 財政制度審議会、「財政構造改革特別部会最終報告—活力ある21世紀の条件—」。
- 閣議決定、「経済構造の変革と創造のためのプログラム」。
- 経団連、「財政民主主義の確立と納税に値する国家を目指して—財政構造改革に向けた提言—」。
- 臨時閣議決定、「財政健全化目標について」。
- 97年1月 橋本首相、新年記者会見で教育改革を追加して「6つの改革」を橋本首相の直属機関、「財政構造改革会議」初会合。
- 3月 橋本首相指針、「財政構造改革5原則」「歳出の改革と縮減の具体的方策を議論するに当たって」
- 橋本内閣、規制緩和推進計画を再改定し、対象を2823項目とする
- 5月 イギリスで保守党を破ってブレア労働党政権が誕生。
- 「経済構造改革行動計画」閣議決定。
- 6月 財政構造改革会議、「最終報告」。「財政構造改革の推進について」閣議決定。
- 7月 パーツが暴落してタイが通貨危機に陥る。以後、マレーシア、インドネシア、韓国などに伝染。この頃から金融危機が言われる。
- 11月 「財政構造改革法」が成立。
- 12月 行政改革会議、最終報告を発表。
- 98年3月 「規制緩和推進3カ年計画」閣議決定。
- 6月 中央省庁等改革基本法成立。
- 9月 ドイツ総選挙で16年ぶりにシュレーダー中道左派政権誕生。
- 99年2月 小淵元首相の私的諮問機関—経済戦略会議、最終報告書『日本経済再生への戦略』答申。自己責任原則で敗れた「敗者」を支援するセーフティー・ネットを提唱。
- 00年2月 空の規制緩和、改正航空法成立。
- 3月 定期借家制度、首相の私的諮問機関「教育改革国民会議」スタート。小淵首相、規制緩和3カ年再改定計画の着実な実行を強調。
- 7月 大蔵省から金融部門が独立、金融庁発足。
- 01年1月 中央省庁再編スタート。

地方分権改革の推移

- 1993年6月<宮沢内閣>地方分権の推進に関する決議（衆参両院）
臨時行政改革推進審議会（第3次行改審）最終報告
- 1995年7月<村山内閣>地方分権推進法施行
地方分権推進委員会発足
- 1997年 <橋本内閣>財政構造改革法成立（98年停止）
- 1998年5月<橋本内閣>地方分権推進計画閣議決定
- 1999年3月<小渕内閣>第2次地方分権推進計画閣議決定
- 2000年4月<森内閣>地方分権一括法施行
*個別法475本の改定
*機関委任事務を廃止し、法定受託事務と自治事務へ
- 2001年6月<小泉内閣>地方分権推進委員会最終報告
構造改革に関する基本方針（「骨太方針2001」）を閣議決定
7月 地方分権改革推進会議発足（3年間時限）
- 2002年5月<小泉内閣>
片山プラン
6月「骨太方針2002」を閣議決定
*三位一体改革を方針に
*4兆円の補助金改革を行うことを決定
- 2003年6月<小泉内閣>「骨太方針2003」を閣議決定
*3兆円の税源移譲を目指し、地方に改革の具体案のとりまとめを要請
8月 地方6団体が地方の改革案を政府に提出
11月 三位一体の改革に関する政府・与党合意
- 2004年4月<小泉内閣>麻生プラン
6月「骨太方針2004」を閣議決定
- 2005年6月<小泉内閣>「骨太方針2005」を閣議決定
7月 地方6団体が地方の改革案（2）を政府に提出
11月 三位一体に関する政府・与党合意
*国から地方への3兆円の税源移譲が実現
12月 「三位一体の改革」に関する地方6団体の声明
- 2006年1月<小泉内閣・竹中総務大臣>地方分権21世紀ビジョン懇談会設置
1月 地方団体：新地方分権構想検討委員会を設置（神野委員会）
5月 地方団体：新地方分権構想委員会報告書「分権型社会ビジョン」を公表
総務省：新地方公会計研究会報告書
7月 地方分権21世紀ビジョン懇談会報告書
「骨太方針2006」を閣議決定
*「地方分権に向けて、関係法令を一括して見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る」
- 12月<安倍内閣>地方分権改革推進法が成立
総務省：新しい地方財政再生制度研究会報告書
- 2007年4月<安倍内閣>地方分権改革推進委員会発足
6月 地方公共団体の財政健全化に関する法律成立
10月<福田内閣>総務省：新地方公会計制度実務研究会報告書

地方財政改革の取り組みの推移

- 1980年 <鈴木内閣>第2次臨時行政改革審議会発足（土光臨調）
- 1997年 <橋本内閣>財政構造改革法成立（98年停止）
11月 自治省（事務次官通知）：地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革のための指針
- 1998年5月 <橋本内閣>（閣議決定）：地方分権推進計画
- 1999年8月 <小渕内閣>
自治省（事務次官通知）：市町村の合併の推進についての指針の策定について
- 2002年2月 <小泉内閣>行政改革大綱（閣議決定）
5月 片山プラン
* 国から地方への税源移譲等により国税と地方税の税収割合を1対1
* 第1段階として、国庫支出金の地方税への振替を先行実施（個人住民税を比例税化することで所得税から住民税へ3兆円、地方消費税を2%で2.5兆円を消費税から移譲し、国庫支出金を5.5兆円縮減
* 次の段階で、地方交付税を地方税へ振替える
- 2004年 <小泉内閣>
麻生プラン
* 所得税から個人住民税への税源移譲の規模（3兆円）・内容（10%比例税率化）
* 3兆円の国庫補助負担金改革の実施
* 2005年度は、地方税、地方交付税等の一般財源総額を前年度と同程度の水準
- 12月 （閣議決定）：今後の行政改革の方針
- 2005年3月 <小泉内閣>
↓
総務省（事務次官通知）：地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（新地方行革指針）
* 集中改革プラン（2005年度～2009年度）
- 12月 行政改革の重点方針（閣議決定）
- 2006年5月 <小泉内閣>
総務省：新地方団体公会計制度研究会報告書
* 発生主義による財務情報の作成
* 財務書類体系（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の整備
・簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（行政改革推進法）成立
・競争の導入による公共サービスの改善に関する法律（公共サービス改革法）成立



- 8月 総務省（事務次官通知）：地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針
- 12月 <安倍内閣>
総務省：新しい地方財政再生制度研究会報告書「新しい地方再生制度の整備」
*新たな財政状況の判断指標
*早期是正措置と再生スキーム
*債務整理
総務省（事務次官通知）：行政改革の重要方針（閣議決定）における総人件費改革の行動計画について
- 2007年6月 <安倍内閣>地方公共団体の財政健全化に関する法律（地方財政健全化法）成立
*実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率
- 10月 <福田内閣>
総務省：新地方公会計制度実務研究会報告書